

弁護士もやっています！消費者教育

弁護士 中村新造

「消費者教育」とは？ それは学校の授業に留まるものではありません。社会的分野や職種を超えて、様々な場の特性に応じた教育が実践されています。そのひとつ「弁護士による消費者教育」について、中村新造弁護士にお話を伺いました。

消費者教育は、学校、地域、家庭、職域など様々な場において行われています。それぞれの場で消費者教育を主催しているのは、主に行政機関、教育関係者、保護者、事業者などですが、実は、私たち「弁護士」も消費者教育の担い手の一人なのです。

ん？ちょっと待って！弁護士が消費者教育をやってるってホント!?…意外に思われる人もいるかも知れませんね。でも、その歴史は結構古いのです。

日本弁護士連合会には、消費者被害の予防・救済と消費者の権利確立を目指す「消費者問題対策委員会」があり、その中に消費者教育を専門的に取り扱う「消費者教育・ネットワーク部会」があります。この「消費者問題対策委員会」は1985年から、「消費者教育・ネットワーク部会」は少なくとも30年以上前から活動しているのです。

また、全国には、北海道から沖縄まで52の弁護士会があり、それぞれに消費者教育に取り組んでいる弁護士がたくさんいるのです。

今日の消費者教育は、2012年に制定された「消費者教育推進法」という法律に基づいて行われています。この法律には「消費者市民社会」という大切な考えが書かれているのですが、このように法律に関することは、弁護士から聞いてみたいという人も多いのです。

ですから、消費者教育基本方針（平成30年3月20日変更）でも、弁護士を活用することが勧められています。

実際に、弁護士がやっている消費者教育ってどんなもの？…気になりますよね。そこで、最近の活動を少し紹介したいと思います。

■ブックレット「お買い物で世界を変える」(岩波書店)

消費者教育推進法がどのような経緯で制定されたのか、「消費者市民社会」とはどのような考え方なのか、消費者教育を受ける権利など消費者教育の重要性について、分かりやすく解説したものです。

■ブックレット「狙われる18歳!？」(岩波書店)

2022年4月に民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。この法律改正が、人々の暮らしにどのような影響を及ぼすのか、私たちはどのような点に気を付ければよいのか、を解説したものです。



■団体情報バンク

消費者庁の「消費者教育ポータルサイト」には、「講師を探す」という項目があり、これをクリックすると、「団体情報バンク」を見ることができます。

この「団体情報バンク」では、都道府県ごとに、消費者教育の担い手となる「団体」が紹介されており、「派遣講師例」「講義テーマ」「講座内容及び活動内容」「問合せ先」などもみることができます。そして、全国にある多くの弁護士会が、この「団体情報バンク」に登録しています。

弁護士が消費者教育をやっていること、お分かりいただけたでしょうか。法律や消費者被害についてお話するのは、弁護士の得意分野です。**消費者教育をやってみようと思ったときには、ぜひ弁護士に声をかけてみてください!**

当サイトについて

教材を探す

取組事例を見る

講師を探す

注意喚起チラシを探す

トップページ | 講師を探す (団体情報バンク)

講師を探す (団体情報バンク)

北海道・東北 北海道 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県
関東 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県
甲信越 新潟県 | 山梨県 | 長野県
北陸 富山県 | 石川県 | 福井県
東海 岐阜県 | 静岡県 | 愛知県 | 三重県
近畿 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県
中国 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 | 山口県
四国 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 | 高知県
九州・沖縄 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | 沖縄県

第二東京弁護士会	弁護士	(学生向け) ①お金の一生～お金を得るところから使うところまで ②いまそこにある悪質商法 ③成人になるということ (保護者向け) ①成年年齢引下げで変わることを、変わらないこと ②消費者被害の実態と対策(教職員向け) ①成年年齢引下げで変わることを、変わらないこと ②消費者被害の実態と学内における対策(企業向け) ①消費者市民社会の実現に向けた企業の取組み ②消費者被害の実態と対応	消費者教育推進法の理念に則って、消費者市民社会の実現に向けた基礎的内容、特に成年年齢引下げの影響と対応について、対象者のニーズに合わせて講義を実施していきます。詳しい講義内容については、ご相談に応じ対応しますので、以下を参考にお問合せください。 (1) 学生向けの講義内容 身近な消費者問題を題材として、契約の基礎知識、ワークルールの基礎知識、電子マネー及びクレジットカードの仕組みと注意点などについて、また、若年層を対象とした悪質商法の実態と適切な対応などについても、近時問題となっている事案に即して、具体的な対応の仕方などについて学んでいただきます。 (2) 保護者向けの講義内容 未成年者と成年の法的な立場の違いについて理解し、子どもが大人として扱われることに伴う様々な消費者問題、特に悪質商法の実態、さらにこれらに対して、家庭で何をしたらよいのか、問題が起きた際の相談方法等について学んでいただきます。 (3) 教職員向けの講義内容 成年年齢に関する基本的な法律知識について理解していただき、成年年齢引下げに伴って、学内で起こりうる問題とそれに対する対応(教員個人の対応方法のみならず学校としての対応)について学んでいただきます。また学校で行うべき消費者教育の内容についても学んでいただきます。 (4) 企業向けの講義内容 経営者向けには、消費者市民社会の実現に向けた企業の取組みの意義と企業として期待される取組、特にSDGsの観点から企業に期待される取組み等について学んでいただきます。また、従業員及びその家族向けには、身近な消費者問題について、その実態と適切な対応について学んでいただきます。	第二東京弁護士会事務局 人権課 電話番号 03-3581-2257	詳細
----------	-----	---	---	--------------------------------------	----